

## 第2回札幌市国民保護協議会幹事会概要

- 1 日時  
平成18年8月30日(水) 14時00分から15時40分
- 2 場所  
札幌市教育文化会館(中央区北1条西13丁目)
- 3 出席者 会長(札幌市危機管理対策室長)及び幹事43名  
オブザーバー(協議会委員)2名
- 4 欠席者 幹事6名
- 5 傍聴人数 6名
- 6 次第
  - (1) 開会
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 議事
    - ア 国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態について
    - イ 札幌市国民保護計画素案の素案について
    - ウ 札幌市国民保護計画策定に係るスケジュールの変更について
  - (4) 意見交換
  - (5) 閉会
- 7 議事の概要
  - (1) 国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態について(説明事項)
    - ア 「武力攻撃事態」及び「緊急処理事態」について  
アについて、陸上自衛隊第18普通科連隊第3科長様から説明を頂いた。質疑なし
  - (2) 札幌市国民保護計画素案の素案について(審議事項)
    - ア 札幌市国民保護計画素案  
アについて、事務局より説明を行った。  
<意見、質問等>
      - ・ 第1編 - 第1章 - 3 - 「(2)札幌市の特性に配慮」の で文化や観光の拠点として機能が集中しており、学生、留学生、観光客等が多いことへの配慮について記載してあるが、具体的にどのようなことに配慮を行うのか。  
例えば、第2編 - 第1章 - 第4 - 「2 警報の伝達に必要な準備」「(5)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備」の中で、そのことについて触

れている。また「(6)民間事業者からの協力の確保」でも記載している。(事務局)

- ・ 第3編 - 第4章 - 第2 - 「4事態想定ごとの避難の留意点」の記載で北海道の国民保護計画では、生物剤や化学剤による攻撃の場合の避難の留意点が記載されているが、札幌市の素案では記載がない。

北海道の国民保護計画では記載されているが、消防庁や北海道の市町村モデル計画では記載されていなかった。今回の素案ではこれらのモデル計画に従い作成している。(事務局)

- ・ 第3編 - 第7章 - 第2 - 2 - 「(2)退避の指示に伴う措置等」の と第3編 - 第7章 - 第2 - 3 - 「(2)警戒区域の設定に伴う措置等」の は道の市町村モデルには記載がなく、法律から引用されていると思われるが、どのような背景で引用されたのか。

この箇所に限らず、法律の条文と照らし合わせて、道のモデル計画にはないが、法律の条文にあるもので、読む側がわかりやすいと思われるものは、確認という意味を含めて記載している。(事務局)

- ・ 第3編 - 第4章 - 第1 - 1 - 「(3)警報の伝達方法」 や「(5)警報の解除の伝達等」で警報の伝達について、警報発令やその解除の周知が重要だと思うが、具体的にどのように周知するのか。

第2編 - 第1章 - 第4 - 「2警報の伝達に必要な準備」で記載しており、警報の伝達を広く迅速に行う準備をしていきたい。指定公共機関、指定地方公共機関である放送事業者の方は、テレビ・ラジオ等で放送することとなっている。札幌市としては、広報車やホームページを活用していきたい。また、無線の整備や道警察との連携も努める。これらの整備については今後も検討していきたい。(事務局)

- ・ 札幌市薬剤師会は、北海道薬剤師会と法人格が異なるので、札幌市と個々の協定を提携することになるのか。

北海道医師会は指定地方公共団体なので、自治体からの要請に応じて協力する責務があるが、札幌市医師会や札幌市薬剤師会は指定機関ではないので要請によって協力する責務はない。ただ札幌市としても自発的な協力を頂きたいということで計画に記載している。(事務局)

- (3) 札幌市国民保護計画策定に係るスケジュールの変更について(事務局からの説明事項)  
同スケジュールの変更について、事務局が説明を行った。質疑なし

## 8 全体を通して意見交換 意見なし